

船舶事故調査報告書

令和4年5月11日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和3年10月30日 11時00分ごろ～12時00分ごろの間
発生場所	不明（熊本県天草市鬼池港沖の早崎瀬戸）
事故の概要	プレジャーボート ^{サンバード} SUNBIRDは、漂泊中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和3年11月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート SUNBIRD、5トン未満（長さ5.38m） 293-21114熊本、個人所有 5.38m (Lr) × 1.95m × 0.87m、FRP ガソリン機関（船外機）、44.1kW、昭和63年3月
乗組員等に関する情報	船長 78歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年5月8日 免許証交付日 令和2年8月24日 (令和8年5月7日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約21℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣りの目的で、令和3年10月30日10時15分ごろ天草市本渡港 ^{ほんど} の係留場所を出航した。 船長の家族（以下「家族A」という。）は、17時00分ごろ船長の友人から電話があり、船長の他の家族がデイサービスから戻ってくる15時30分になっても船長が帰宅していないこと、船長の携帯電話に何度か連絡したが、応答がないことを聞き、海上保安部に通報した。 海上保安部は、巡視艇及び航空機による捜索を行い、巡視艇の乗組員が、21時44分ごろ鬼池港北東方1.1海里（M）付近で、無灯火で船外機がチルトアップの状態に漂泊している無人状態の本船を、31日08時32分ごろ釣り船の乗組員からの110番通報を受けた警察署からの連絡により急行した巡視艇の乗組員が、09時15分ご

	<p>ろ鬼池港北東方1,000m付近で、漂流している船長をそれぞれ発見した。</p> <p>船長は、巡視艇に揚収され、病院に搬送された後、医師により、死因が溺水、死亡推定時刻が30日12時00分ごろと検案された。</p> <p>本船は、捜索に当たった巡視艇により、本渡港にえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船の状況、写真2 本船の船尾甲板の状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>家族Aは、本事故後、船長の釣り仲間から、本事故当日の10時00分過ぎに、係留場所で船長と会話した際、いつも釣りをしている鬼池港北東方沖の早崎瀬戸に行くと話していたことを聞いた。</p> <p>家族Aは、船長が早崎瀬戸で釣りをを行う際、時々、同行しており、その際、釣り場には、係留場所から40分程度で到着し、船外機は中立運転として漂泊しながら釣りを行っていた。</p> <p>家族Aは、本事故後、本船のいけすに、アジが数十匹とイサキが5～6匹入っているのを確認した。</p> <p>家族Aは、本事故後、本船の後部甲板に錘の先の釣り糸がハサミのようなもので切られ、仕掛けが無くなっているのを確認した。</p> <p>家族Aは、以前、船長と一緒に釣りを行った際、仕掛けがプロペラに絡まったので、船長が、錘と仕掛けの間の釣り糸をハサミで切り、船外機をチルトアップの状態として、船尾甲板縁から手を伸ばし、絡まった仕掛けを取り除いており、本事故当時も、同じことをしていた時に、バランスを崩して落水したのではないかと思った。</p> <p>船長は、本事故当日、ジャージのズボンと、上着に長袖のTシャツにウインドブレーカー、首掛け型の自動膨脹式救命胴衣を着用し、長靴を履いて自宅を出ていた。</p> <p>家族Aは、海上保安官から、船長が揚収された際、膝の部分が傷だらけで、ジャージの膝部分にも穴が開いていたこと、発見された場所近くに、膨脹した救命胴衣が浮いていたこと、また、本船の甲板には、内部も濡れた状態の長靴が散乱し、船外機のクランプブラケット部分には、救命胴衣の紐とウインドブレーカーが引っ掛かっていたことを聞いた。</p> <p>家族Aは、海上保安官から、本事故当日、船長が昼食用に持参した食料が船内に残っていたことを聞いた。</p> <p>本船は、縄ばしご等を備え付けていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>船長は、本船に1人で乗り組み、30日10時15分ごろ係留場所</p>

	<p>を出航し、釣り場には40分程度で到着すること、船体発見時に、釣り上げた魚が船内に残っていたことから、釣りを行っていた11時00分ごろから、医師の検案による死亡推定時刻の12時00分ごろの間において、落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、本船が鬼池港北東方沖で発見された際、船外機がチルトアップされた状態で漂泊しており、甲板には、錘の先の釣り糸がハサミで切られて仕掛けが無い状態で置かれ、船長が履いていた長靴が散乱し、長靴の内部は濡れた状態であったこと、また、発見された船長の膝部分は傷だらけであったことから、本船で漂泊中、船長が、船外機に絡まった仕掛けを取り除こうと、船尾甲板縁から身を乗り出していたところ、バランスを崩して落水し、船体に這い上がろうとしたものの、本船に上がるができなかった可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が鬼池港北東方沖の早崎瀬戸において漂泊中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶に乗船して釣りを行う際、仕掛けなどがプロペラに絡まって、絡まった仕掛けを取り除こうとするときに、落水する場合がありますので、事前に縄ばしご等を装備し、安全を確保した上で取り除くことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

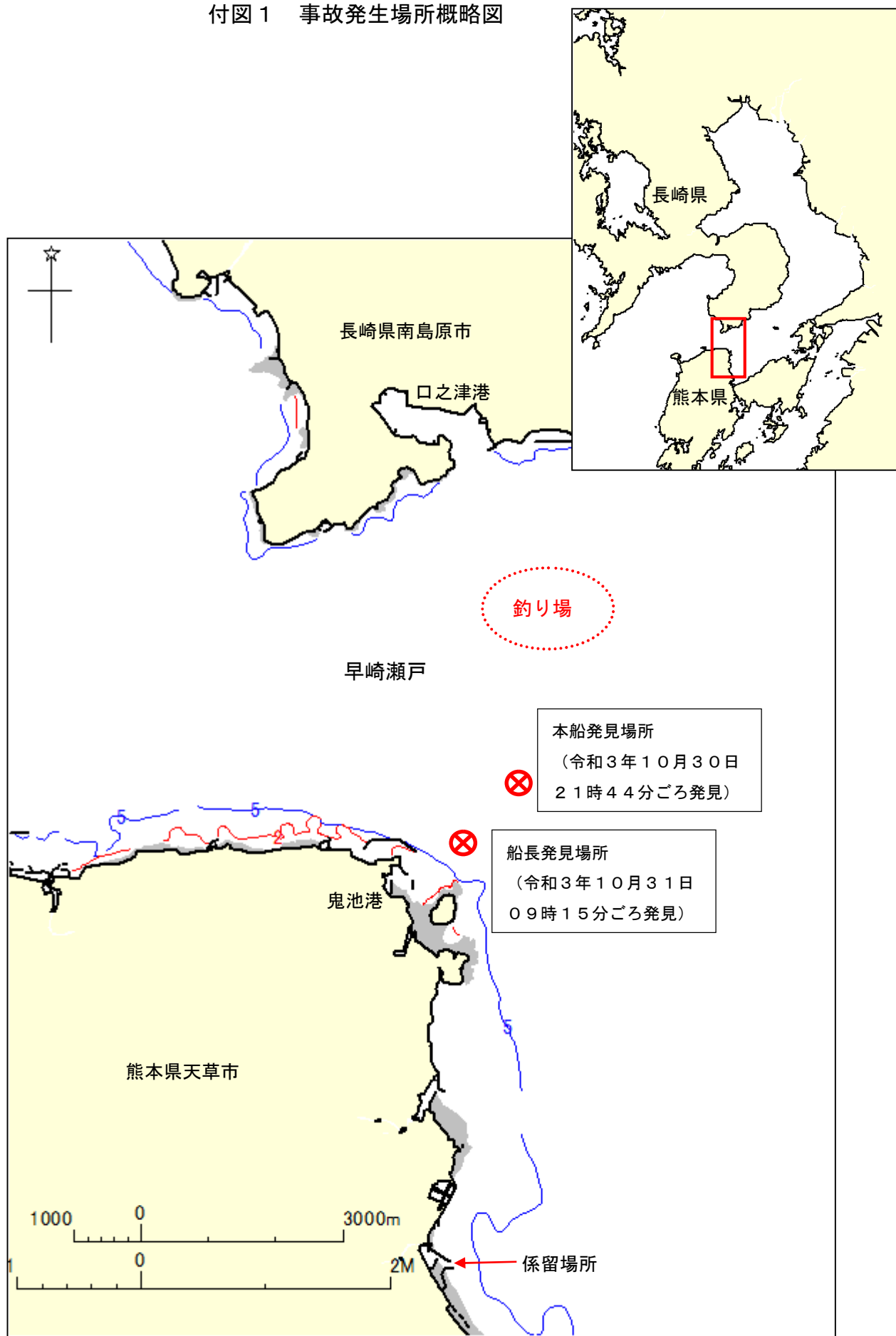


写真1 本船の状況



写真2 本船の船尾甲板の状況

